

広島県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十六年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利

平成二十五年広島県選挙管理委員会告示第九十四号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）中、平成二十五年五月十日提出の「三谷光男後援会」の平成二十四年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂正前	訂正後	訂正願受理年月日
三谷光男後援会	寄附 寄附（政党匿名寄附を除く） 個人からの寄附 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 民主党本部 東京都千代田区 2,800,000円 2,800,000円 2,800,000円 2,000,000円 2,800,000円 個人からの寄附 三谷 光男 2,800,000円 1,300,000円	寄附 寄附（政党匿名寄附を除く） 個人からの寄附 4,800,000円 4,800,000円 4,800,000円 4,800,000円 4,800,000円 個人からの寄附 三谷 光男 4,800,000円 3,300,000円	平成二十六年 二月四日